Energia

ぐっとずっと。プラン

シンプルコース

（料金表）

～東京電力エリア～

Energia

2027年4月1日実施

中国電力株式会社

本　　則

1　適　　用

この料金表は、東京電力パワーグリッド株式会社または配電事業者（以下「東京電力パワーグリッド株式会社等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、東京電力パワーグリッド株式会社等が接続供給を行なう地域（電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

2　契 約 種 別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。プラン シンプルコース〔東京電力エリア〕（以下『シンプルコース』といいます。）」といたします。

3　料金表の変更

（1）　当社は、民法第548条の４の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（2）　消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（3）　託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（4）　当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

4　適 用 範 囲

電気サービス約款〔中国電力エリア以外〕（以下「サービス約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量６キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当し、契約電流が60アンペア以下である需要で、お客さまが１年を通じてこのシンプルコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

5　料　　金

料金は、電力量料金およびサービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表１（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表１（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表１（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表１（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（1）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	37円73銭

（2）　最低月額料金

（１）によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金およびサービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	3,300円00銭

ただし、次の期間の料金は、電力量料金およびサービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　電気の供給を開始した場合の開始日から

直後の託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の前日までの期間

ロ　需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

ハ　契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

なお、記録型計量器により計量する場合で、東京電力パワーグリッド株式会社等があらかじめ当社に託送約款等に定める計量日（以下「計量日」といいます。）を通知したときは、イおよびロにいう検針日は、計量日といたします。

6　払込票発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合の払込票発行手数料は、次のとおりといたします。

１契約１料金算定期間につき	80円00銭

7　そ　の　他

この料金表に定めのない規定については、サービス約款の電灯需要（最大需要容量６キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

附　　則

1　実 施 期 日

この料金表は、2027年４月１日から実施いたします。

別　　表

1　燃料費調整

（1）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格

$= A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0048$

$\beta = 0.3827$

$\gamma = 0.6584$

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価

$= (86{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \dfrac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃料費調整単価

$= (\text{平均燃料価格} - 86{,}100\text{円}) \times \dfrac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年１月１日から ３月31日までの期間	その年の６月分の料 金に係る計量期間等
毎年２月１日から ４月30日までの期間	その年の７月分の料 金に係る計量期間等
毎年３月１日から ５月31日までの期間	その年の８月分の料 金に係る計量期間等
毎年４月１日から ６月30日までの期間	その年の９月分の料 金に係る計量期間等
毎年５月１日から ７月31日までの期間	その年の10月分の料 金に係る計量期間等
毎年６月１日から ８月31日までの期間	その年の11月分の料 金に係る計量期間等
毎年７月１日から ９月30日までの期間	その年の12月分の料 金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10月31日までの期間	翌年の１月分の料金 に係る計量期間等
毎年９月１日から 11月30日までの期間	翌年の２月分の料金 に係る計量期間等
毎年10月１日から 12月31日までの期間	翌年の３月分の料金 に係る計量期間等
毎年11月１日から翌 年の１月31日までの 期間	翌年の４月分の料金 に係る計量期間等
毎年12月１日から翌 年の２月28日までの 期間（翌年が閏年と なる場合は、翌年の ２月29日までの期間）	翌年の５月分の料金 に係る計量期間等

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	18銭3厘

（３）　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

Energia